様式第5号(第7条関係)

年　　月　　日

　石垣市長　様

住　 所

事業者名

代表者名

石垣市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年　月　日付け石垣市指令第　　　号により交付決定された　　　年度石垣市地域経済循環創造事業補助金について、石垣市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付  確定額 | 補助事業に係る本年度収益額 | 控除額 | 本年度までの補助事業に係る支出額 | 基準納付額 | 前年度までの補助事業に係る国への累積納付額 | 本年度  納付額 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）　1　「補助事業に係る本年度収益額：（B）」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設

備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。

なお、（B）が0又はマイナスの場合には、（C）、（D）、（E）、（G）の項目については、記載しないこと。

2　「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－交付確定額）をいう。

なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年

度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）

をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積

額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。

3　「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

4　「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「交付確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。（E＝（B－C）A／D）

5　「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額(以下「累積納付額」という。)：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6　「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超える場合には、「交付確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（A＞E＋FならばG＝E 、A≦E＋FならばG＝A－F）

7　(B)補助事業に係る本年度の収益額（B）の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

8　総務省要綱第20条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる

資料を添付すること。